

==== 公布された規則のあらまし ====

◇鳥取県行政組織規則の一部改正について

1 規則の改正理由

本年4月1日から後期高齢者医療制度が導入され、高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）の規定により、各都道府県に後期高齢者医療審査会を置くこととされたことに伴う所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 鳥取県後期高齢者医療審査会の担任する事務及び庶務を担当する機関をそれぞれ次のとおり定める。

附属機関	担任する事務	庶務担当機関
鳥取県後期高齢者医療審査会	法の規定による後期高齢者医療給付に関する処分（被保険者証の交付の請求又は返還に関する処分を含む。）又は保険料その他法の後期高齢者医療制度に係る規定による徴収金（県内の市町村及び鳥取県後期高齢者医療広域連合が徴収するものに限る。）に関する処分に対する不服の審査に関する事務	医療指導課

(2) 施行期日は、公布日とする。